

別紙 1

仕様書

1 業務名称 火の山山麓キャンプ場開業支援業務

2 業務場所 下関市みもすそ川町（火の山山麓）ほか

3 委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 施設概要（別添キャンプ場図面参照）

- ・面積 約 1 0 , 0 0 0 m²
- ・サイト数 オート 5、ファミリー 1 2、ソロ・デュオ 4
- ・施設・設備 管理棟、サニタリー棟、トイレ
- ・駐車場 1 7 区画

5 業務内容

（1）開業準備支援業務

- ・利用規約等作成

利用規約案を作成する。作成に当たっては、同種施設の規約を収集するとともに、市の施設であることを踏まえて作成すること。なお、運営は指定管理者により行う予定である。

- ・場内マップ作成

場内及び、HP、パンフレット等に掲載するマップを作成する。場内に掲示する物（2 か所を想定）においては設置まで行うこと。設置場所、設置方法等は別途協議する。

- ・利用料金等設定

各サイトの利用料金案を設定する。同種施設の情報を収集するとともに、本キャンプ場の収支試算を作成し、料金設定の根拠、理由を示すこと。なお、契約後 1 月以内に設定すること。

- ・予約プラットフォーム導入

キャンプ場予約サイトで本キャンプ場の予約が可能となるよう手続

きの支援を行うこと。最大手である「なっぷ」を必須とし、その他は任意とする。

- ・HP作成

本キャンプ場のHPを作成する。予約システムを組み込むこと。なお、予約システムの関係で独立したHPとする必要があるため、ドメイン取得及び、当面の間使用できる状態とすること。

- ・プレオープン支援

令和8年3月最終週をプレオープン期間とする予定であり、このための広報、企画、運営等支援を行うこと。

(2) 広報支援業務

- ・チラシ作成

本キャンプ場のチラシを作成する。A4表裏1枚又はA3表裏1枚二つ折り（表面はカラー、裏面は自由）とし、部数は1000部とする。なお、増刷用のデジタルデータ（ファイル形式は別途協議）もあわせて作成し、納品すること。

- ・SNS代行配信

Instagram等、業務実施時点で有力と考えられるSNSに広報を行う。10投稿以上とし、掲載先等は契約後協議により決定する。

(3) 物品調達業務

別紙購入物品一覧表に示す物品を購入し、プレオープンまでに納入すること。

なお、数量及び規格等について、当該物品の調達が困難である場合や、本キャンプ場で使用する際の適合性等の観点から変更が必要と考えられる場合は、協議の上変更する場合がある。その場合必要に応じて契約内容を変更する場合がある。

6 業務報告書の作成

受託者は、業務が完了したときは、以下に示す成果物等を添付し、速やかに業務完了報告書を提出するものとする。なお、成果物等は紙及び

デジタルデータ（ファイル形式は別途協議）でそれぞれ納品すること。

○添付する成果物等

- ・ 利用規約案及び作成・収集した資料一式
- ・ 場内マップのサンプル及びデジタルデータ
- ・ 利用料金案及び作成・収集した資料一式
- ・ 予約プラットフォーム導入に関する資料等一式
- ・ H P 作成に関する資料等一式
- ・ プレオープンに関する資料等一式
- ・ チラシのサンプル及びデジタルデータ
- ・ SNS配信に関する資料等一式
- ・ 調達物品一覧表（名称、規格、数量等）
- ・ 各業務に関する打合せ、協議の記録

7 注意事項等

- ・ 印刷物等の彩色、フォントについては、火の山ブランドガイドライン（別添）に準拠することを原則とする。
- ・ 受託者は、業務着手前に市と協議・調整を行うこと。
- ・ 受託者は、本仕様書に記載された事項の解釈について疑義が生じた場合又は明記のない場合は、市と協議のうえ、その指示を受けること
- ・ 本キャンプ場は入札公告時点では整備工事中であり、工事の進捗状況等によっては契約後に契約内容に変更が生じる可能性がある。契約変更に伴って、契約金額を変更する場合も考えられるため留意すること。そのため、落札後速やかに別紙 2 設計書（金抜き）に基づいた費用内訳を提出すること。
- ・ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、事前に市の承認を得ること。
- ・ 受託者は、別紙 3 特記仕様書に記載する市の「下関市環境方針」に基づいた取り組みに協力すること。
- ・ 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとすること。